

関東信越税理士会 熊谷支部 1 月月例会次第

日時 令和3年1月14日(木)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|-----------------|---|-------------|
| (1) 12月 9日(水) | 税理士法・書面添付 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 12月 9日(水) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 12月 9日(水) | 理事推薦委員会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 12月18日(金) | 熊谷法人会青年部「税務研修会」 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (5) 1月 6日(水) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (6) 1月 6日(水) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 支部事務局 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 1月14日(木)午前9時30分～10時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 1月14日(木)午前10時45分～12時15分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 令和2年度第2回理事会
日時 1月14日(木)例会時研修終了後
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 正副支部長・地域長会議
日時 2月1日(月)午後2時00分～3時50分
場所 支部事務局
- (5) 熊谷税務署との協議会
日時 2月1日(月)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (6) 熊谷支部臨時総会
日時 2月8日(月)例会終了後
場所 ホテルガーデンパレス
- (7) 理事予定者会議
日時 2月8日(月)午後11時30分～12時30分
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

支部推薦
熊谷商工会議所専門相談員 安原宣彦会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

塩田哲也(令和2年12月16日新規入会)

〒360-0856 熊谷市別府3-8 税理士富田秀昭事務所

TEL 532-5174 FAX 533-0153

転入

吉留良平(令和2年12月24日転入)

〒360-0816 熊谷市石原1-78 税理士法人西田経理事務所

TEL 522-1402 FAX 525-8035

熊谷支部会員数 163名

住所変更

木村和吉(南部地区)

〒360-0823 熊谷市榎町163-1 レーベンハイム熊谷エアリーフォート1001

村田克也(東部地区)

〒360-0012 熊谷市上之3023-3

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 2月8日(月) 午前10時00分～

例会・署との協議会

*バス 午前9時40分

熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 2月8日(月)午後1時00分～5時00分

内容 「綱紀監察事例研修」

「令和3年度 確定申告研修」

講師 熊谷税務署各担当官

単位 4単位

バス 熊谷駅南口より午後12時40分発

8. その他

9. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和3年1月14日現在)

3月例会	3月26日(金)	午後	4時00分～
4月例会	4月9日(金)	午前	9時30分～
5月例会	5月12日(水)	午前	9時30分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

令和3年1月14日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
副支部長 福島泰彦
地域長 清水茂昭
研修部長 中村武司

税理士会36時間規定研修

令和2年度例会時熊谷支部確定申告研修会

毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

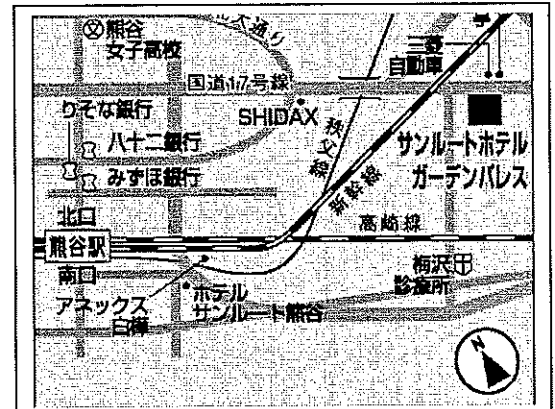
さて、下記の要領にて毎年恒例となりました熊谷支部確定申告研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、ご出席いただけますようご案内申し上げます。

なお、出席人数は各事務所の会員の人数までとします。

今回に限り、欠席の会員には確定申告の資料を郵送させていただきます。

記

日時 令和3年 2月 8日 (月) 午後13時00分～17時00分
受付 午後12時30分より
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「網紀監察事例研修」
「令和2年度確定申告研修」
講師 熊谷税務署各担当官
所得税 消費税
資産税 管理運営
対象 税理士会会員及び職員
(各事務所、会員数を限度とする)
単位 4単位
バス 熊谷駅南口 12時40分発



★資料準備の為、1月22日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和3年2月8日の確定申告研修会出席人数

_____名

_____名
会員事務所名

令和3年 1月14日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久

熊谷支部臨時総会開催について

関東信越税理士会熊谷支部臨時総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますよう
ご通知申し上げます。

記

日時 令和3年2月8日(月) 午前11時15分(例会終了後) 開会
場所 ホテルガーデンパレス 熊谷市佐谷田3248 Tel525-7777
議案 第1号議案
関東信越税理士会熊谷支部 令和3年度・4年度役員(副支部長・理事・監事)
選任の件

*下記の出欠表を2月4日(木)までに支部事務局宛ご提出下さい。また、ご欠席の場合は
合わせて委任状をご記入のうえ提出して下さい。

支部事務局 FAX521-9612

出 欠 表

令和3年2月8日(月)の臨時総会に

出席 ・ 欠席 します。(○をつけて下さい)

氏名 _____

委 任 状

私は令和3年2月8日開催の支部臨時総会において、議決する一切の権限を

_____に委任します。

氏名 _____

認定経営革新等支援機関等の一覧（令和2年11月30日時点）

- 「認定経営革新等支援機関等」に該当する機関の一覧になります。
- 今後、状況に応じて随時追加していく予定です。

① 認定経営革新等支援機関

・ 認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関（銀行、信用金庫等） など

② 認定経営革新等支援機関に準ずるもの

- ・ 都道府県中小企業団体中央会
- ・ 農協協同組合
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 農業協同組合連合会
- ・ 森林組合
- ・ 森林組合連合会
- ・ 漁業協同組合
- ・ 漁業協同組合連合会

③ 認定経営革新等支援機関として認定されていない者で、帳簿の記載事項を確認する能力がある、下記機関又は下記資格を有する者（※）

- ・ 税理士
- ・ 税理士法人
- ・ 公認会計士
- ・ 監査法人
- ・ 中小企業診断士
- ・ 各地の青色申告会連合会
- ・ 各地の青色申告会

※ 認定経営革新等支援機関等の「等」に該当する者として整理。

日時 令和3年1月14日(木)
9時30分～
場所 行政センター

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 税務署窓口における押印の取扱いについて

(総務課)

令和2年12月21日に「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定され、税務関係書類の押印の見直しについて、以下の方針が示されましたのでお知らせいたします。

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続き関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書等の添付を求めている書類
 - (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類
- (注1) 国税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとする。
- (注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以降に提出する税務関係書類について適用する。
- (注3) 上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

この閣議決定に基づき、全国の税務署窓口においては、本件見直しの対象となる税務関係書類について押印がなくとも改めて求めないこととします。

- (2) 令和3年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について
(管理運営部門)

別添1「令和3年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」参照

令和3年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合が、別添1「令和3年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」のとおり確定いたしましたので、ご連絡いたします。

なお、この割合は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用されます。

- (3) 振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書の電子送信開始について
(管理運営部門)

別添2「振替依頼書がオンラインで提出できます!!」参照

イ 概要

令和3年1月4日(月)以降、パソコンやスマートフォンからe-Taxソフト(WEB版・SP版)にログインし、入力画面に沿って必要事項を入力することにより、振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書の記入や金融機関届出印の押印なしに、オンラインで振替依頼書等を提出することができるようになりました。

なお、振替依頼書等のオンライン提出においては、金融機関の外部サイトにより利用者認証を行うので、電子送信時に電子署名及び電子証明書の添付は不要となります。

ロ 対象となる手続

- (イ) 振替依頼書（所得税）の提出
- (ロ) 振替依頼書（消費税）の提出
- (ハ) ダイレクト納付利用届出書（個人）の提出

ハ 利用開始日

令和3年1月4日（月）

- (4) 所得税等の確定申告の手引きA及びBの医療費控除証明書と振替依頼書の対応について （管理運営部門）

別添3「注意文兼振替依頼書（設置用）」

別添4「注意文兼振替依頼書（同封用）」

新たに振替納税を利用する納税者が、手引きに掲載された医療費控除の明細書と振替依頼書の双方を記載して提出した場合、そのまま振替依頼書を金融機関に送付すると、納税者の個人情報漏えいすることとなるため、手引きに掲載の振替依頼書については使用することのないようお願いいたします。

新たに振替依頼書を提出される場合には、確定申告書手引き以外から入手した振替依頼書様式により提出してください。

また、上記（3）でも説明のとおり令和3年1月からオンラインによる申請も可能となっておりますのでこちらもご利用ください。

なお、税務署では対応策として次の措置を講じております。

イ 署窓口等における手引きの設置場所に「注意文兼振替依頼書（設置用）」（別添3）と医療費控除の明細書を手引きの側に備えおく。

ロ 納税者から電話等により申告書等の送付依頼があり、手引きを送付する場合には、「注意文兼振替依頼書（同封用）」（別添4）を同封する。

- (5) 納税地の異動があった場合の振替手続きの簡素化について （管理運営部門）
別添5「納税地の異動又は変更に関する届出書」様式

令和2年度税制改正により、振替納税を行っている個人が他の税務署管内へ納税地を異動した場合、その個人が提出する納税地の異動届出書等に異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載したときは、改めて振替納税に係る依頼書を提出する必要がなくなりました。

これに伴い、「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」と「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」が統合され、異動後も従前の金融機関の口座から継続して振替納税を行う意思を確認する欄を設けた「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」が新設されました。

- (6) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出について (管理運営部門)
別添6「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出
(受付)名簿」参照
別添7「令和2年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出
(受付)名簿」参照

申告書等の提出時期につきましては、期限間近になりますと大変込み合いますので、確定申告データの早期送信及び確定申告書の早期提出についてご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

なお、令和3年1月以降(～3月31日)にご提出いただく個人関係書類(e-Tax添付書類、所得税及び復興特別所得税の確定申告書等)につきましては、通常期の窓口提出表に替えて、別添6「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿」、又は、別添7「令和2年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿」を作成いただきますようお願いいたします(名簿の様式につきましては、エクセルファイル等で作成いただいても構いません)。

また、源泉徴収票のほか第三者作成書類の添付が不要となっていることから、「添付書類等の提出」が「不要」及び「省略可」とされている書類については提出する必要がありません。先生方におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、「不要」及び「省略可」とされている書類の提出は差し控えていただきますようよろしくお願いいたします。

加えて、本年は税理士一括提出コーナーを設置いたしません。申告会場設営後の書類の収受については、原則すべての書類について記載済提出コーナーで行うこととなりますので、e-Tax又は郵送での提出をお願いいたします。

法人に係る申告書、届出書等については従来の窓口提出表の作成をお願いいたします。

- (7) 自宅等からのe-Taxの推進について (個人課税部門)
別添リーフレット「申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから」参照
別添リーフレット「進化するスマート申告」参照

確定申告期間中は申告相談会場が非常に混雑することから、熊谷税務署では本年も納税者の方々の自宅等からのe-Taxの推進に取り組んでおります。

昨年11月下旬から大口源泉徴収義務者の方々に当該リーフレット及び説明書類を同封し、従業員の方に対し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書をご自宅で作成し、e-Tax等により税務署へ提出していただくよう協力依頼を行って参りました。

(前年までは直接伺うなどの方法をおこなっておりましたが、コロナ禍のため、電話及び郵送、又は郵送によりお願いをさせていただいております)

関与先の方々から従業員の皆様の確定申告の相談を受けた際には、ご自宅のパソコンやスマホから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成し、e-Tax等により税務署へ提出していただくようご指導願います。

(8) 確定申告期の税務支援について

(個人課税部門)

イ 協議派遣事業におけるe-Tax (代理送信) の推進について

先月の例会においてもお願いさせていただきましたが、令和2年分確定申告期において、税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会では、先生方の代理送信によるe-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。

代理送信によるe-Taxが徹底されるよう青色申告会等と協議を重ね、国税庁HP確定申告書等作成コーナーなどを利用して申告書を作成することで一定の理解を得ることとなりました。先生方におかれましても、相談会場においては国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用した申告書の作成等についてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、従事される先生方におかれましては、派遣先青申会等とよく事前に打合せをしていただき、協議派遣における代理送信による申告が推進されるようご協力をお願いいたします。

ロ 無料申告相談の日程等について

実施期間：令和3年2月16日(月)から3月5日(金)

実施場所：キララ上柴「ハナミズキ」

こちら先月の例会に重ねてのご連絡になりますが、令和2年分確定申告期の無料申告相談を、本年度も記載の日程等で実施予定となっております。熊谷支部から従事していただく先生方に関して連絡をいただいております。確定申告期間中のご多忙の中、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

なお、相談会場での運営要領につきましては、コロナ対策のための具体的な衛生管理や入場方法につきましては、担当役員の先生と協議を進めており、近日中に従事される先生方にお配りすると共に研修会で詳しくご説明させていただきます。

また本年は税務署会場ではLINEによる時間帯別の入場整理券の事前配付を行います。無料申告相談会場においては従来どおり番号による当日配付の入場整理券による案内となりますので、会場には数名の直前の案内待ちと申告相談中の者のみの入場者数となり、前年に比べて少人数の会場となる予定です。

(9) 贈与税e-Taxの積極的利用について

(資産課税部門)

別添8「贈与税の申告もe-Taxで代理送信!!」参照

贈与税のe-Taxの利用につきましては、令和元年分の確定申告においても大幅に拡大されるなど、税理士会の皆様のご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

贈与税の申告については、税理士及び税理士法人の関与割合が約半数を占めており、贈与税のe-Taxの利用を更に促進するためには、税理士の皆様にご利用いただくことが極めて重要と考えておりますので、引き続き、贈与税のe-Taxの積極的なご利用について、ご協力いただきますようお願いいたします。

(10) 源泉所得税の納付について

(法人課税部門)

12月中に納付遅延や納税告知があった徴収義務者を中心に、「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」を送付したところですが、1月には毎月納付に加え、納期特例の納付期限も近づいていますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

また、2月末には納付が確認できなかった徴収義務者の方々に「納付照会のはがき」を送付する予定ですので、重ねてご指導よろしくお願いいたします。

添付書類

- 1 「令和3年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」
- 2 「振替依頼書がオンラインで提出できます!!」
- 3 「注意文兼振替依頼書（設置用）」
- 4 「注意文兼振替依頼書（同封用）」
- 5 「納税地の異動又は変更に関する届出書」様式
- 6 「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出（受付）名簿」
- 7 「令和2年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出（受付）名簿」
- 8 「贈与税の申告もe-Taxで代理送信!!」

リーフレット

- 「申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから」参照
- 「進化するスマート申告」参照

5 県税事務所からの連絡事項

(1) 紙の納付書・申告書等の事前送付について

(2) 個人事業税に関する照会文書について

令和3年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について

1 延滞税

区分	令和3年1月1日～
年 7.3%部分	年 2.5%
年 14.6%部分	年 8.8%

2 利子税

区分	令和3年1月1日～	
利子税（以下を除く）	年 1.0%	
相続税・贈与税の延納利子税	別紙のとおり	
相続税・贈与税の 納税猶予に係る 利子税（注）	年 6.6%部分	年 0.9%
	年 3.6%部分	年 0.4%

（注）農地等の納税猶予、非上場株式の納税猶予、山林の納税猶予及び医療法人の持分についての納税猶予に係る利子税をいう。

3 還付加算金

区分	令和3年1月1日～
還付加算金	年 1.0%

令和3年中に開始する分納期間に適用される延納利子税の特例割合

区 分		延納期間 (最高)	延納利子税割合 (年割合)	特例割合	
相 続 税	不動産等の割合が75%以上の 場合	①動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	0.7%
		②不動産等に係る延納相続税額 (③を除く)	20年	3.6%	0.4%
		③森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.1%
	不動産等の割合が50%以上 75%未満の場合	④動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	0.7%
		⑤不動産等に係る延納相続税額 (⑥を除く)	15年	3.6%	0.4%
		⑥森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.1%
	不動産等の割合が50%未満 の場合	⑦一般の延納相続税額 (⑧、⑨及び⑩を除く)	5年	6.0%	0.8%
		⑧立木の割合が30%を超える場合の立 木に係る延納相続税額 (⑩を除く)	5年	4.8%	0.6%
		⑨特別緑地保全地区等内の土地に係る 延納相続税額	5年	4.2%	0.5%
		⑩森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	5年	1.2%	0.1%
贈与税	延納贈与税	5年	6.6%	0.9%	

参考 1

延納利子税等特例割合表 (令和2年12月31日まで)

例) H13.05.01以降に延納期間が開始する下記の2の延納利子税率は2.0%です。

適用する利子税率は分納期間が開始する日で判断する。(延納許可日ではない)

Table with columns for tax type (e.g., 不動産等, 借入金), percentage (e.g., 6.0, 5.4), and various fiscal year periods (e.g., H25.12.12, H26.12.12).

Table with columns for tax type (e.g., 贈与税), percentage (e.g., 6.6, 6.6), and various fiscal year periods (e.g., H21.11.30, H22.11.30).

- ① 基準割引率等について
平成12年～平成25年は日本銀行が定める基準割引率、平成26年以降は財務大臣が告示する割合となる。
② 平成26年1月1日を含む分納期間における経過措置について
平成25年12月31日以前に開始した分納期間で、当該分納期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、改正法施行後の特例割合を適用して延納利子税を計算し、平成25年12月31日以前の特例割合(4.3%)に対応した割合により延納利子税を計算する。

延納利子税等特別割合表(令和3年1月1日以降)

例)H13.05.01以降に延納期間が開始する下記の2の延納利子税率は2.0%です。
適用する利子税率は分割期間が開始する日で判断する。
(建替許可日で判断しない。)

延納利子税割合	12年度 後の割合	14年度 後の割合	期定基準日 平均償付割合※①	R2.12.31 以前	R2.11.30 0.5 R3.1.1 →R3.12.31 -0.4
1 不動産等に係る延納相殺税額	5.0	5.4	前回の返済 利子税率	前回の返済 利子税率	-0.3
2 不動産等に係る延納相殺税額(3を除く。) (相殺期間が昭和63年以降のもの) 2のうち上記の以外 【12年度前改正により、上記との区分不要】	4.2	3.6	前回の返済 利子税率	前回の返済 利子税率	-0.4
3 森林計画立木の割合が20%以上の場合の 森林計画立木に係る延納相殺税額	3.6	3.0	20%以上 利子税率	20%以上 利子税率	-0.1
4 不動産等に係る延納相殺税額	6.0	5.4	前回の返済 利子税率	前回の返済 利子税率	-0.4
5 不動産等に係る延納相殺税額(6を除く。) 緑地保全地区等内の土地に係る延納相殺税額 【12年度前改正により、上記との区分不要】	5.4	3.6	前回の返済 利子税率	前回の返済 利子税率	-0.3
6 森林計画立木の割合が20%以上の場合の 森林計画立木に係る延納相殺税額	3.6	3.0	20%以上 利子税率	20%以上 利子税率	-0.1
7 一般の延納相殺税額(8、9、及び10を除く)	6.6	6.0	前回の返済 利子税率	前回の返済 利子税率	-0.5
8 立木の割合が60%を超える場合の立木に係る 延納相殺税額(10を除く)	5.4	4.8	前回の返済 利子税率	前回の返済 利子税率	-0.4
9 特別緑地保全地区等内の土地に係る 延納相殺税額	4.8	4.2	前回の返済 利子税率	前回の返済 利子税率	-0.4
10 森林計画立木の割合が20%以上の場合の 森林計画立木に係る延納相殺税額	3.6	3.0	20%以上 利子税率	20%以上 利子税率	-0.1
總 与 税	6.6	6.6	前回の返済 利子税率	前回の返済 利子税率	-0.5

令和4年以降は毎年更新予定

延納利子税割合	12年度 後の割合	21年度 後の割合	期定基準日 平均償付割合	R2.12.31 以前	R2.11.30 0.5 R3.1.1 →R3.12.31 -0.5
相殺税額と税の納税額等利子税率 (一部規定・全部規定の際に新付する割合)	6.6	6.6	前回の返済 利子税率	前回の返済 利子税率	-0.3
平均償付割合について 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の11月30日 までに財務大臣が告示する割合とする。					

※① 平均償付割合について
各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の11月30日
までに財務大臣が告示する割合とする。

※② 令和3年1月1日を含む分納期間における経過措置について
令和12年12月31日以前に開始した分納期間で、当該分納期間のうち令和3年1月1日以後の期間がある場合、令和3年1月1日以後の期間については、
改正法施行後の利子税率等基礎割合を適用して延納利子税を計算し、令和2年12月31日以前の期間は、改正法施行前の特別基礎割合(1.6%)に対応した
割合により延納利子税を計算する。

延滞税等特例割合表(令和2年12月31日まで)

還付加算金、延滞税および利子税の割合	原則的な割合	判定基準日 基準割引率等 ※① H11.12.31 以前	特例割合 適用開始																	
			H11.11.30	H12.11.30	H13.11.30	～	H17.11.30	H18.11.30	H19.11.30	H20.11.30	H21.11.30	H22.11.30	H23.11.30	H24.11.30	H25.12.12	H26.12.12	H28.12.12	H29.12.12	H30.12.12	R1.12.12
還付加算金	7.3	7.3	0.5	0.5	0.1	～	0.1	0.4	0.75	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
利子税 ※②	7.3	7.3	H12.1.1 以降一年間 以降一年間	H13.1.1 以降一年間 以降一年間	H14.1.1 以降一年間	～	H18.1.1 以降一年間	H19.1.1 以降一年間	H20.1.1 以降一年間	H21.1.1 以降一年間	H22.1.1 以降一年間	H23.1.1 以降一年間	H24.1.1 以降一年間	H25.1.1 以降一年間	H26.1.1 以降一年間	H27.1.1 以降一年間	H28.1.1 以降一年間	H29.1.1 以降一年間	H30.1.1 以降一年間	R1.1.1 以降一年間
延滞税	14.6	14.6	4.5	4.5	4.1	～	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3

※① 基準割引率等について
平成12年～平成25年は日本銀行が定める基準割引率、平成26年以降は財務大臣が告示する割合となる。

※② 利子税について
相続税・贈与税の延納利子税、相続税・贈与税の納税猶予に係る利子税は、延納利子税等特例割合表による。

延滞税等特例割合表（令和3年1月1日以降）

還付加算金、延滞税および利子税の割合	原則的な割合	判定基準日	R2.11.30
		平均貸付割合※①	0.5
		R2.12.31 以前	R3.1.1 ~R3.12.31
還付加算金特例基準割合※②	国税通則法58条第1項	前頁参照	1.0
利子税特例基準割合※③	所得税法131条第3項 相続税法63条第1項 法人税法75条第7項等	前頁参照	1.0
延滞税の割合※④	国税通則法60条第2項	7.3	2.5
		14.6	8.8

令和4年以降分は毎年更新予定

- ※① 平均貸付割合について
各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合となる。
- ※② 還付加算金特例基準割合について
平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合をいう。
- ※③ 利子税特例基準割合について
平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合をいう。
なお、相続税・贈与税の延滞利子税、相続税・贈与税の納税猶予に係る利子税は、延滞利子税等特例割合表による。
- ※④ 延滞税の割合について
(1) 納期限までの期間及び納期限の翌日から2月を経過する日までの期間
年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※⑤)+1%」のいずれか低い割合を適用することとなる。
(2) 納期限の翌日から2月を経過する日の翌日以降
年「4.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合を適用することとなる。
- ※⑤ 延滞税特例基準割合について
平均貸付割合に年1.0%の割合を加算した割合をいう。

令和3年1月から
Webで完結

振替依頼書が オンラインで 提出できます!!



↑詳しくは
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。

お手持ちのパソコン、スマートフォンから e-Tax を使って簡単な操作で提出できます。

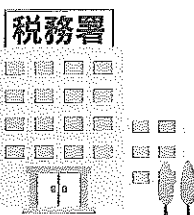
書面では



書類に必要事項を記入し、
金融機関届出印を押印



金融機関又は税務署に
書面で書類を提出



オンラインでは



- 金融機関又は税務署に
書面で提出不要!
- 振替依頼書記載不要!
- 金融機関届出印不要!
- 電子証明書不要!

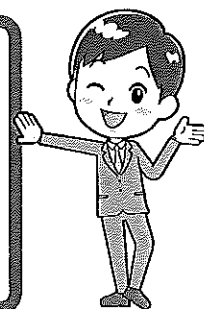
利用可能税目

◇申告所得税及び復興特別所得税

- 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
- 予定納税(1期、2期)分

◇消費税及び地方消費税(個人事業者)

- 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(注) 「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



↑詳しくは
こちら

ご利用に当たっての注意事項

- 納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。
※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。
- 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。
- 振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

申し込み手順

- ① 事前準備
- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得 (即時発行されます)
 - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの (通帳・キャッシュカードなど)
 - 金融機関の手続に必要な情報 (暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など)
- (注) 必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出 (所得税)

■ 申し込み概要

■ 申込内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者氏名 (カナ) (必須)	<input type="text"/>	(全角カナ)
納税者氏名 (必須)	<input type="text"/>	(全角)
申請内容	口座振替	
税目	中内所得税及復興特別所得税	
申告区分 (1つ以上チェック必須)	<input type="checkbox"/> 1期分、2期分 <input type="checkbox"/> 確定申告分 (期限内申告分) <input type="checkbox"/> 延滞分	
提出先税務署 (必須)	郵遞納税	<input type="checkbox"/> 選択してください
	税務署	<input type="checkbox"/> 選択してください
所轄の税務署は「こちら」からご確認ください。		
電話番号 (必須)	<input type="text"/>	(半角数字)
住所 (必須)	郵便番号	<input type="text"/>
	住所	<input type="text"/> (全角)
申告納税地 (上記の住所欄に入力した住所と申告納税地 (申告書に記載する住所) が異なる場合には、申告納税地を記載してください。)	<input type="checkbox"/> チェックボックスをチェックすると、申告納税地が入力できます。 (全角)	
口座名義 (カナ) (必須) (納税者ご自身の名義に限ります。)	<input type="text"/> (全角カナ)	
口座名義 (必須) (納税者ご自身の名義に限ります。)	<input type="text"/> (全角)	
利用開始年月日 (必須) (すぐに利用を開始されない方のみ日付を変更してください。)	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (半角数字)	

● ページのホーム

次へ

② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

(注) 入力画面に表示される注意事項等は必ずご確認ください。入力してください。



③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Taxに戻ります。

④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。

⑤ 受信メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

詳しくはこちら↓

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和3年1月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



e-Tax 利用時間

●月曜日～金曜日 (休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)の24時間

(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。

●毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

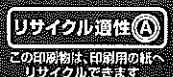
(注) 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-tax

検索



(設置用)

国税庁

納税の申告をされる方へ**確定申告の手引きとともに、必ずこちらをお持ちください。****【税務署からのお願い】**

今回の確定申告で、**新たに振替納税を利用される方は、**

確定申告の手引きの 45 ページの**振替依頼書**を使用せず、

裏面の振替依頼書をご使用ください。

なお、振替依頼書は e-Tax によるオンライン提出も可能です

ので、是非ご利用ください。



↑詳しくは
こちら

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書



税務署長あて

氏名

印

私が納付する

- ・ 申告所得税及復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分 (期限内申告分)、延納分)
 - ・ 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分 (期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

について、

令和 年 月 日以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

※税務署 整理欄	(整理番 号)	<input type="text"/>	(金融機 関番号)	<input type="text"/>
	(振替 区分)	<input type="text"/>	(入力 日付)	<input type="text"/>
			(送付 日付)	<input type="text"/>

預貯金口座振替依頼書

金融機関名

令和 年 月 日

銀行・信用金庫	本店・支店
労働金庫・信用組合	本所・支所 御 中
漁協・農協	出張所・

あなたの住所 (〒 -) 電話 ()

(申告納税地)

氏名 (フリガナ)

(金融機関お届け印)

銀行等 (ゆうちょ 銀行以外)	預金の種類	1 普通	2 当座	3 納税準備	金融機関 使用欄
	口座番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
ゆうちょ 銀行	記号番号	1		0	
		<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

- ・ 申告所得税及復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分 (期限内申告分)、延納分)
 - ・ 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分 (期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日 (休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

約 定

- 1 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 2 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- 3 この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
- 4 この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- 5 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
- 6 貴店(組合)に対して領収証書の請求はいたしません。

(同封用)

国税庁

【税務署からのお願い】

今回の確定申告で、**新たに振替納税を利用される方は、**

確定申告の手引きの 45 ページの**振替依頼書を使用せず、**

裏面の振替依頼書をご使用ください。

なお、振替依頼書は e-Tax によるオンライン提出も可能です

ので、是非ご利用ください。



↑ 詳しくは
こちら

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書

税務署長あて

氏名

印

私が納付する

- ・ 申告所得税及復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
 - ・ 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

について、

令和 年 月 日以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

※税務署 整理欄	(整理番 号)	<input type="text"/>	(金融機 関番号)	<input type="text"/>
	(振替 区分)	<input type="text"/>	(入力 日付)	<input type="text"/>
		<input type="text"/>	(送付 日付)	<input type="text"/>

預貯金口座振替依頼書

金融機関名

令和 年 月 日

銀行・信用金庫 労働金庫・信用組合 漁協・農協	本店・支店 本所・支所 御中 出張所・
-------------------------------	---------------------------

あなたの住所 (〒 -) 電話 ()

(申告納税地)

氏名 (フリガナ) (金融機関お届け印)

銀行等 (ゆうちょ 銀行以外)	預金の種類	1 普通	2 当座	3 納税準備	金融機関 使用欄
	口座番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
ゆうちょ 銀行	記号番号	1	0	<input type="text"/>	
		<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

- ・ 申告所得税及復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
 - ・ 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日(休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

約 定

- 1 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 2 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- 3 この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
- 4 この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- 5 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
- 6 貴店(組合)に対して領収証書の請求はいたしません。

1 0 ● 0

税務署受付印



所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書

税務署長

年 月 日 提出

納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)		
	(〒 -)	(TEL - -)	
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。		
	(〒 -)	(TEL - -)	
フリガナ		生年月日	大正昭和平成令和 年 月 日生
氏名		Ⓜ	
個人番号			
職業		フリガナ	
		屋号	

納税地を次のとおり異動又は変更したので届けます。

1 納税地

- (1) 異動・変更前の納税地 上記のとおり
- (2) 異動・変更後の納税地

住所・居所・事業所等の区分
住所・居所・事業所等の区分

2 居所又は事業所等の所在地を納税地とする ことを便宜とする必要がなくなった 事情 (不要の文字を抹消してください。)

3 事業所等の所在地及び事業内容

屋号等 所在地 事業内容

屋号等 所在地 事業内容

4 振替納税に関する事項

振替納税を引き続き希望する。 はい ・ いいえ

5 その他参考事項

関与税理士 (TEL - -)

税務署整理欄	整理番号	関係部門連	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()				
	年 月 日						

書 き 方

- 1 この届出書は、納税地が異動した場合^(注1)又は納税地を変更する場合^(注2)に提出するものです。
(注1) 住所地が納税地である方は転居などがあった場合、事業所の所在地を納税地としている方は事業所の移転などがあった場合をいいます。
(注2) ①住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、②住所又は居所を有する者が、その住所地又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合又は③居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所を納税地とする場合に提出するものです。ただし、納税地の指定を受けている場合は除きます。
- 2 この届出書は、異動・変更前の納税地を所轄する税務署長に提出してください。
- 3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。
- 4 「1 納税地」欄の右側の「住所、居所、事業所等の区分」欄は、異動・変更前の納税地と異動・変更後の納税地がそれぞれ住所、居所地又は事業所等のいずれに該当するか○で囲んでください。
- 5 「2 居所又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする 事情」欄には、納税地を変更する場合に記載します。
上記1の(注2)①又は②に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情を、上記1の(注2)③に該当する場合は、居所地又は事業所等の所在地を納税地とする必要がなくなった事情を、できるだけ具体的に記載します。
なお、上記1の(注2)③の場合は、「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄に記載する必要はありません。
- 6 振替納税をご利用の方で、引き続き振替納税を希望される方は、「4 振替納税に関する事項」の「はい」を○で囲んでください。○で囲まなかった方が、振替納税をご利用になるためには、新たに振替納税の手続が必要となります。

※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

税務署長 殿

住所	
氏名 (名称)	
電話	

令和2年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿

No.	住 所 (市区町村名)	氏 名	提出書類															
			所得税 申告書	青色申告 決算書	収 入 内訳書	支 出 内訳書	譲渡所得 関係書類	贈与税 申告書	消費税 申告書	税理士法 第30条の2 書面	税理士法 第33条の2 の書面	預貯金口座 振替依頼書	e-Tax 添付書類 所得税	贈与税	他の税			

(注) 1 確定申告書等の提出書類とともに2部(提出用及び控用)作成し提出してください。
 2 「提出書類」欄は、該当する欄所に○印を付してください。
 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

税務署長

令和 2 年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿

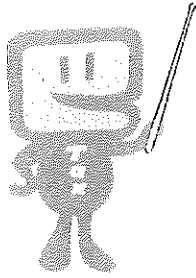
税 理 士 氏 名	
住 所	
氏 名 (名称)	
電 話	

No.	住 所 (市区町村名)	氏 名	提 出 書 類												
			所得税 申告書	青 色 申 告 決 算 書	収 支 内 訳 書	譲 渡 所 得 関 係 書 類	贈 与 税 申 告 書	消 費 税 申 告 書	税 理 士 法 第 30 条 の 書 面	税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面	預 貯 金 口 座 振 替 依 頼 書	e-Tax 添 付 書 類		そ の 他	
												所 得 税	贈 与 税		
5															
10															
15															
20															

- (注) 1 当名簿は、2部(提出用及び控用)作成し、確定申告書等の提出書類とともに提出してください。
 2 「提出書類」欄は、該当する箇所に○印を付してください。
 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

贈与税の申告も

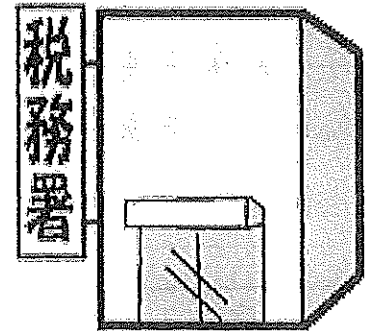
e-Taxで代理送信!!



贈与税の申告につきましても、e-Taxの利用が可能となっています。

税理士の皆さんが、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成し、そのまま代理送信で提出することもできます。

また、添付書類のイメージデータによる提出が可能となっていますので、是非、ご利用ください。



確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点等は、同コーナーの「よくある質問」をご確認いただくほか、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
e-Tax
(Tel. 0570-01-5901) へお問合せください。

ヘルプデスクの受付時間、利用開始の手続、利用可能期間、パソコンの推奨環境、よくある質問 (Q&A) 等、e-Tax に関する最新情報は、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

代理送信までの流れ（確定申告書等作成コーナーを利用した場合）**STEP 1 初期登録等**

代理送信を行うためには、税理士の皆さんが自身の開始届出書を提出して、「税務代理によるご利用が可能となった旨の通知」を受信し、初期登録（電子証明書の登録等）を行っていただく必要があります。

STEP 2 関与先納税者の開始届出書の提出

税理士の皆さんが関与先納税者の申告書をe-Taxにより代理送信するためには、関与先納税者の開始届出書を所轄税務署に提出する必要があります。

税理士の皆さんは、e-Taxソフト等を利用して関与先納税者の開始届出書を代理で提出することができますので、是非ご利用ください。

もちろん、関与先納税者がオンラインや書面で提出することもできます。

※ 関与先納税者が利用者識別番号を取得している場合には、関与先納税者の利用者識別番号を確認し、STEP 4に進んでください。

STEP 3 利用者識別番号と暗証番号の通知

1 税理士の皆さんが開始届出書を代理で提出した場合は、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに格納されません。

2 関与先納税者が開始届出書をオンラインにより提出した場合には、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、関与先納税者のメッセージボックスに格納されます。

3 関与先納税者が開始届出書を書面で提出した場合には、後日、郵送により利用者識別番号等が記載された通知書が送付されます（送付までに、最短で1週間程度要します。）。

STEP 4 申告書の作成

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で、贈与税の申告書を簡単かつ正確に作成することができます。

しかも、相続時精算課税などの特例を適用する場合にも、チェック形式になっているため、特例適用要件の確認が簡単です。

STEP 5 代理送信による提出

税理士の皆さんが代理送信する場合には、税理士の皆さんの電子証明書を添付することで、送信が可能となります。関与先納税者の電子証明書は必要ありません。

なお、税理士の皆さんが代理送信した場合、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに受信通知が格納されますので、関与先納税者においても受信結果の確認ができます。

STEP 6 添付書類の提出

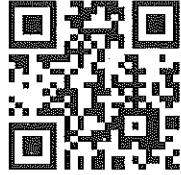
相続時精算課税や住宅取得等資金の非課税などの適用を受ける申告については、戸籍謄本や登記事項証明書等の必要書類をイメージデータ（PDF形式）で提出できます。

なお、従来どおり、添付書類を書面で提出する場合には、「令和2年分の申告書等送信票（兼送付書）」も併せて提出願います。

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→

確定申告書作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答

確定申告書作成コーナーの
利用率
3人に2人が利用

STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書作成コーナー

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているおりに、入力してください。
記載のない控除は、後の控除の入力画面から入力してください。

源泉徴収票の入力

A. 支払金額 (円)

B. 源泉徴収税額 (円)
※ 2段で記載されている場合、下の段の金額

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているおりに、入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

① 支払金額
円

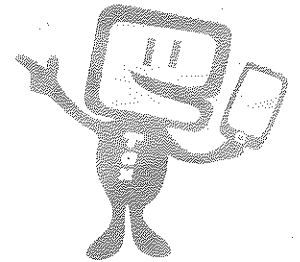
② 源泉徴収税額
2段で記載されている場合、下の段の金額
円

源泉徴収税額が2段で記載 (内書き) ※
2段で記載されている場合、上の段の金額

③ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」、「配偶者 (特別) 控除の額」のいずれかの記載
0の場合は「なし」を選択してください。

あり なし

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



スマホ専用画面

パソコン画面

※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のものです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

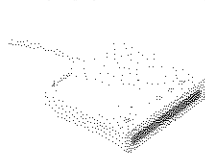
① マイナンバーカード



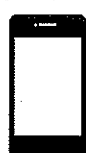
取得方法は裏面を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



又は



ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部Android端末のみ
対応端末の一覧はこちらから！

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)
ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

住民票記載の住所 (氏名住所)	1111	1111	1111	1111
住民票番号 (住民票ID番号)	a12345678			

ID・PW
が目印

- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- 既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

国税庁ホームページはこんなに便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



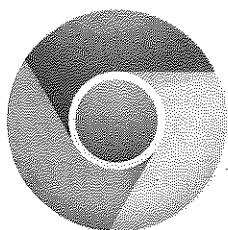
マイナンバーカードを使って「マイナポータル」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

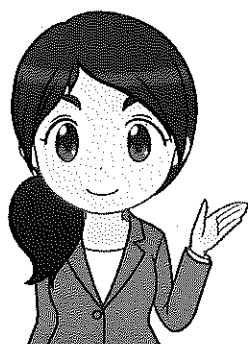
Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「Google Chrome」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら"ふたば"にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認いただくか、電話でお問い合わせください。



スマホでの相談
はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

スマホによる申請
はこちらから！

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法 🔍



進化するスマート申告！

～5つのステップで手続完結！～

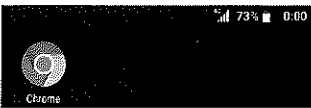


STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

iPhoneの方

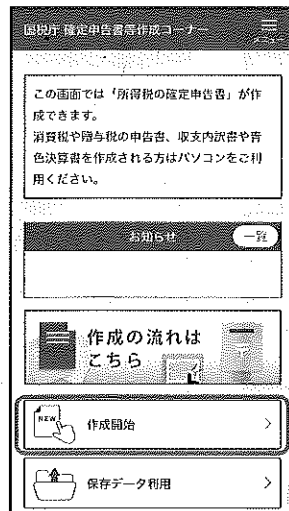


Android™の方

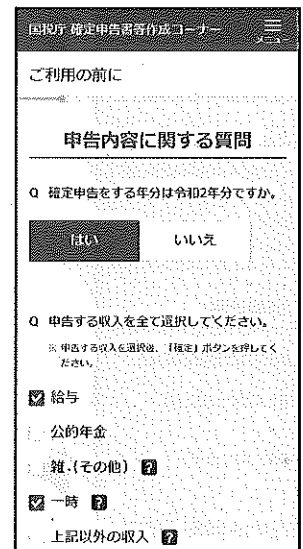


確定申告

インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。



国税庁ホームページにアクセスし、「作成開始」をタップしてください。



収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhoneの方は手順が一部異なります。)

STEP 2 提出方法を選択

提出方法の選択

Q 提出方法を選択してください。

- e-Tax (マイナンバーカード方式)
- e-Tax (ID・パスワード方式)
- 書面

○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)



対応端末の一覧はこちら→

○ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方(全ての端末)

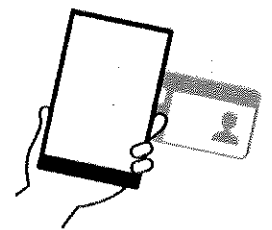
※ マイナンバーカードや完了通知をお持ちでない方は、裏面下のカードの取得方法又は完了通知の発行をご確認ください。

▶ マイナンバーカード方式



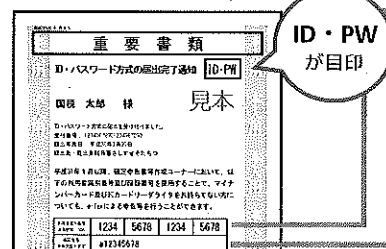
マイナポータルAP

画面の案内に従って、「マイナポータルAP」をインストールしてください。



マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

▶ ID・パスワード方式



ID (利用者識別番号)

1234567812345678

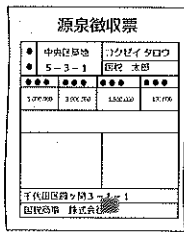
パスワード (暗証番号)

a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3 金額などを入力

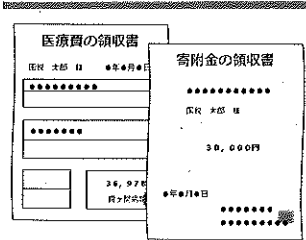
収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

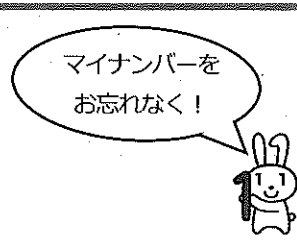
※ マイナンバーカードを使ってマイナポータルから生命保険料控除証明書などの情報を取得することで、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

控除の入力



医療費や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。(※)

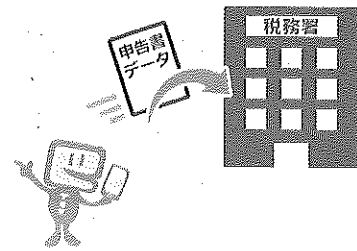
氏名等の入力



氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

※ 提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信してください。

STEP 5 申告書データを保存

国税庁 確定申告書等作成コーナー

送信票兼送付書等印刷

後で申告内容を確認する場合、マイナンバーカードとICカードリーダライタが必要になります。申告書等のPDFファイルについては保存しておくことをお勧めします。

印刷手順

> 帳票の印刷・保存方法や注意点ははこちら

> プリンタをお持ちでない方ははこちら

1. 「帳票表示・印刷」ボタンをタップしてください。
2. 表示されたPDFファイルで共有ボタンをタップ、ファイルアプリを指定して保存してください。
3. 保存先から保存したPDFファイルを表示して印刷方法を選択の上、印刷してください。
4. 次の画面で送信・印刷後の確認を行ってください。

帳票表示・印刷

印刷画面まで進んだら申告「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※ 申告内容によって表示画面は異なります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

マイナンバーカードの取得方法について

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちらから→

マイナンバーカード 取得方法



ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。（一部、令和元年分の画面を使用しています。）

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

・ iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

・ Android、Chrome、Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

複数の相続人等がいる場合の相続税の申告書の作成方法 ～押印をせずに相続税の申告書を提出する場合～

令和3年度税制改正の大綱において、税務関係書類における押印義務の見直しを行うこととされた趣旨を踏まえ、税制改正前であっても、税務関係書類に押印がなくとも改めて押印を求めないこととし、相続人又は受遺者（以下「相続人等」といいます。）による相続税申告書への押印についても同様に取り扱います。

このため、**2人以上の相続人等がいる場合に相続税の申告書へ押印をしないときは、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、申告書第1表及び第1表（続）**（以下「第1表等」といいます。）**には共同して提出する方のみを記載して提出してください。**なお、共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります（下記参照）。

※ 法令上、相続税の申告書は、2人以上の相続人等が共同して提出する場合に一の申告書に連署して提出することとされています。

【具体例】

被相続人（国税太郎）の相続税の申告書について、相続人のうち配偶者（国税花子）及び長女（税務幸子）は共同して申告書を提出するが、長男（国税一郎）は配偶者らとは別に申告書を提出するケース

共同申告する相続人等の申告書

※このケースでは配偶者及び長女の申告書

共同して申告書を提出する相続人等分のみで申告書を作成してください。

相続税の申告書 (FD3561)

被相続人 国税 太郎	相続人 国税 花子
〒114-8501 東京都品川区品川1-1-1	〒114-8501 東京都品川区品川1-1-1
〒000-0000 東京都千代田区千代田1-1-1	〒000-0000 東京都千代田区千代田1-1-1
14983921151	2566446350
24626035	
27415940	3359600
495602246	253286750
3000000	10000000
498600000	254286000

相続税の申告書(続) (FD3562)

第1表(続) (平成31年1月分以降用)

氏名 税務 幸子	印 [印]
マイナンバー [XXXXXXXXXX]	
住所 〒00000000 東京都千代田区千代田1-1-1	
長女 なし	
112678683	
112678683	
20000000	
114678000	000

マイナンバーを記載してください。

単独で申告する相続人等の申告書

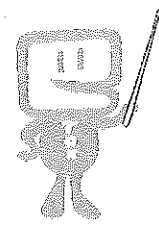
※このケースでは長男の申告書

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

相続税の申告書 (FD3561)

被相続人 国税 太郎	相続人 国税 一郎
〒114-8501 東京都品川区品川1-1-1	〒114-8501 東京都品川区品川1-1-1
〒000-0000 東京都千代田区千代田1-1-1	〒000-0000 東京都千代田区千代田1-1-1
14983921151	129067118
24626035	24626035

単独で申告書を提出する場合は、申告書第1表(各人の合計欄が設けられている様式)を使用してください。



令和3年1月

共同申告しない相続人等も申告書に記載する場合

申告書第1表等について全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち共同して申告書を提出しない方の氏名及び金額欄を斜線で抹消する等して、その方が共同申告しない相続人等であることを明示してください（下記参照）。

共同して申告書を提出しない相続人等の分については、マイナンバーを記載しません。

相続税の申告書(続)

氏名	住所	性別	年齢	相続税額	控除額	納付税額
国税 幸子	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	長女	なし	112678683	2000000	114678000
国税 太郎	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	長男	なし	112907118	24626035	114678000

氏名	住所	性別	年齢	相続税額	控除額	納付税額
国税 太郎	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	長男	なし	112907118	24626035	114678000
国税 花子	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	長女	なし	112678683	2000000	114678000

※このケースでは配偶者及び長女の申告書

【参考】申告書第15表及び同表(続)については、斜線による抹消等を省略して差し支えありません。

斜線で抹消する等して、共同して申告書を提出しない相続人等であることを明示してください。

【参考】単独で申告する相続人等の申告書

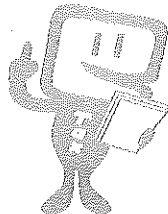
※このケースでは長男の申告書

氏名	住所	性別	年齢	相続税額	控除額	納付税額
国税 太郎	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	長男	なし	1129067	24626035	114678000

共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

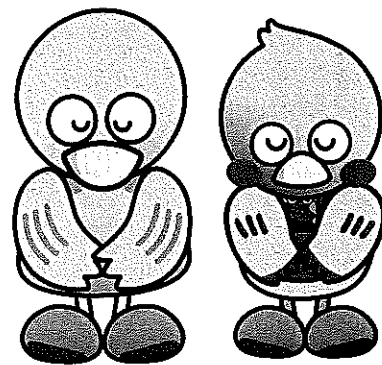
共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

【参考】相続税の申告をe-Taxにより提出する場合



e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、申告書第1表又は第1表(続)に利用者識別番号の入力がある相続人等のデータを有効なものとして受け付けることとなりますので、上記のように共同して申告書を提出するかどうかの明示を別途行う必要はありません。

紙の納付書・申告書等の 事前送付を取りやめます



埼玉県マスコット コバトン&さいたまっち

廃止の時期と対象

時期

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

対象

- 令和2年3月31日以前の直近事業年度を電子申告 (eLTAX) した法人
- 大法人 (※)

※ 内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等

詳しくは
裏面へ

納付書・申告書等の送付が必要な場合

所管の **県税事務所** へご連絡ください。

県税事務所	電話番号	管轄地域
さいたま県税事務所	048-822-5131	さいたま市(岩槻区を除く)
川口県税事務所	048-252-3571	川口市・蕨市・戸田市
上尾県税事務所	048-772-7140	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
朝霞県税事務所	048-463-1672	朝霞市・志木市・和光市・新座市
川越県税事務所	049-242-1662	川越市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市・三芳町
所沢県税事務所	04-2995-2135	所沢市・狭山市
飯能県税事務所	042-972-0441	飯能市・入間市・日高市・毛呂山町・越生町
東松山県税事務所	0493-23-8906	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町
秩父県税事務所	0494-23-2121	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村
本庄県税事務所	0495-22-6100	本庄市・美里町・神川町・上里町
熊谷県税事務所	048-523-2036	熊谷市・深谷市・寄居町
行田県税事務所	048-556-5094	行田市・加須市・羽生市
春日部県税事務所	048-737-2110	さいたま市岩槻区・春日部市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町
越谷県税事務所	048-962-2191	草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町

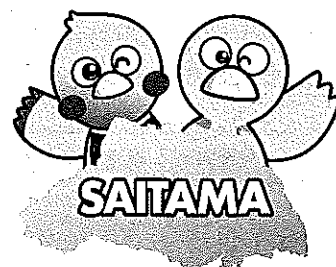
問合せ先

埼玉県 総務部 税務課 課税担当 (法人)

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL 048(830)2657 FAX 048(830)4737

埼玉県 各種申請申告様式

検索



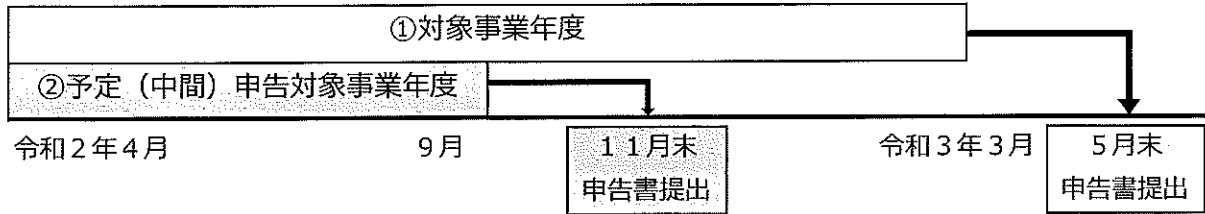
納付書・申告書等の廃止と事業年度

納付書・申告書等の事前送付の廃止は、「令和2年4月1日以後開始する事業年度(課税期間)」から適用されることとなります。

事業年度(課税期間)が1年間の3月決算法人の場合は、以下のとおりとなります。

【例】事業年度が1年間の3月決算法人（決算期の変更がない場合）

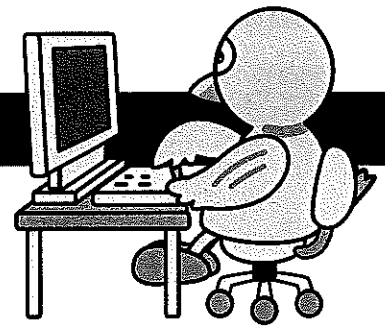
- ① 確定申告 → 令和3年3月期以後が対象
- ② 予定申告（仮決算の中間申告） → 令和2年9月期以後が対象



その他のお知らせ

大法人の電子申告が義務化されます

「資本金の額又は出資金の額」など、法人の届出事項が変更された場合には、**「法人の名称変更等の報告書」**をご提出ください。



平成30年度税制改正により令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税・法人事業税等の申告は電子申告（eLTAX）により提出しなければならないとされました。

埼玉県では、県が把握している資本金の額又は出資金の額で大法人に該当するかどうかを判断します。

また、電子申告義務化の対象法人には納付書・申告書等を送付しない予定です。詳しくは、埼玉県のホームページをご覧ください。

埼玉県 大法人 義務化

検索

全ての都道府県・市区町村に電子納税できるようになります！

令和元年10月からeLTAXの一部として、地方税共通納税システムが稼働します。

これにより、法人県民税・法人事業税等について全ての都道府県・市区町村へ自宅や職場のパソコンから電子納税をすることができるようになります。



納付書・申告書等がダウンロードできます！

納付書・申告書等の様式は埼玉県ホームページに掲載しています。ぜひご利用ください！

埼玉県 各種申請申告様式

検索

個人事業税に関する照会文書の送付について

1 不動産照会

不動産貸付収入及び駐車場貸付収入がある方の個人事業税額算出にあたっては、貸付物件の種類や件数等を把握する必要があります。

そこで、令和 2 年分の貸付状況を確認するため、照会文書により「不動産の賃貸状況明細書」の提出をお願いします。

照会予定件数 **453 件**

2 医業照会

医師、歯科医師、柔道整復師等を業とする方の個人事業税算出にあたっては、社会保険診療の収入額や自由診療の収入額等を把握する必要があります。

そこで、令和 2 年分の収入額等を確認するため、照会文書により「社会保険診療等に係る収入金額等の明細書」の提出をお願いします。

照会予定件数 **247 件**

3 照会の根拠規定

地方税法第 72 条の 55 第 4 項及び埼玉県税条例第 31 条の 10 第 3 項

4 回答期限等

(1) 照会文書発送日 令和 3 年 2 月 1 日 (月)

(2) 回 答 期 限 令和 3 年 3 月 31 日 (水)

5 問合せ先

埼玉県熊谷県税事務所 課税第二担当 (個人事業税担当)

電話 : 048-523-0475

照会様式

○不動産の賃貸状況明細書

(宛先) 埼玉県 県税事務所長 平成 年 月 日
住所 _____
(フリガナ) _____
氏名 _____ 電話番号 _____

○ 令和 年分不動産の賃貸状況明細書 (貸付面積も必ずご記入ください。)

種別	貸付不動産の種類	貸付不動産の所在地	貸付不動産の名称 (アパート・駐車場等の名称)	貸付可能数 (坪・棟・台)	貸付数 (坪・棟・台)	貸付面積 (延床・土地・駐車場)	収入金額
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m	
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m	
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m	
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m	
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m	
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m	
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m	
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m	
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m	
その他	<input type="checkbox"/> 壁下補償 <input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> 携帯アンテナ <input type="checkbox"/> その他					m	

過去に賃貸状況を確認している場合は、その情報を印字した様式により照会します。
平成2年の収入金額を御記入いただくと共に、適宜加筆や修正をお願いします。

収入金額合計 (確定申告書の不動産収入金額合計と一致することに留意してください。) _____ 円

所得税で青色申告をしましたか 1: はい (不動産所得からの青色申告特別控除額 10万円・65万円) _____ 円 2: いいえ
貸付に関して変更がありましたか 1: あった (変更内容: _____) 2: なかった

本書を関与税理士が作成した場合にご記入ください。 本書の記載内容に関するお問い合わせ先にチェックを入れてください。
関与税理士 _____ 電話番号 _____ ご本人 関与税理士

青色申告特別控除額が55万円の場合はこちらに御記載ください。

○社会保険診療等に係る収入金額等の明細書

(宛先) 埼玉県 県税事務所長 平成 年 月 日
住所 (居所) _____
(フリガナ) _____
氏名 _____ 電話番号 _____
病院または診療所所在地 _____ 電話番号 _____
名称 _____
関与税理士 _____ 電話番号 _____

○ 令和 年分 社会保険診療等に係る収入金額等の明細書

収入金額	社会保険等診療分	円
	社会保険診療分以外の診療分 (自由診療分)	円
	雑収入 (医療等に付随して生じた診療分以外の収入)	円
	合計 (確定申告における医療の収入金額合計と一致することに留意してください。)	円

所得金額 (青色申告者の方は青色申告特別控除額の控除後の所得金額) _____ 円

専従者給与 (控除) 額 _____ 円

事業用資産の譲渡損失など (種目: _____) _____ 円

所得税で青色申告をしましたか 1: はい (医療等の所得からの青色申告特別控除額 10万円・65万円) _____ 円 2: いいえ
年の途中で開業または廃業をしましたか 1: はい (開業または廃業年月日 平成 年 月 日) 2: いいえ

医療または歯科医療を営む方は、記入してください。
所得税の確定申告で租税特別措置法第26条の規定 (社会保険診療報酬の所得計算の特例) を選択しましたか。 1: した 2: しない

農業者を抱える税理士の皆様へ！

農業経営収入保険の保険金等見積額 (令和3年3月～6月入金予定分) は、 保険期間 (令和2年分) の収入 として税務申告してください。

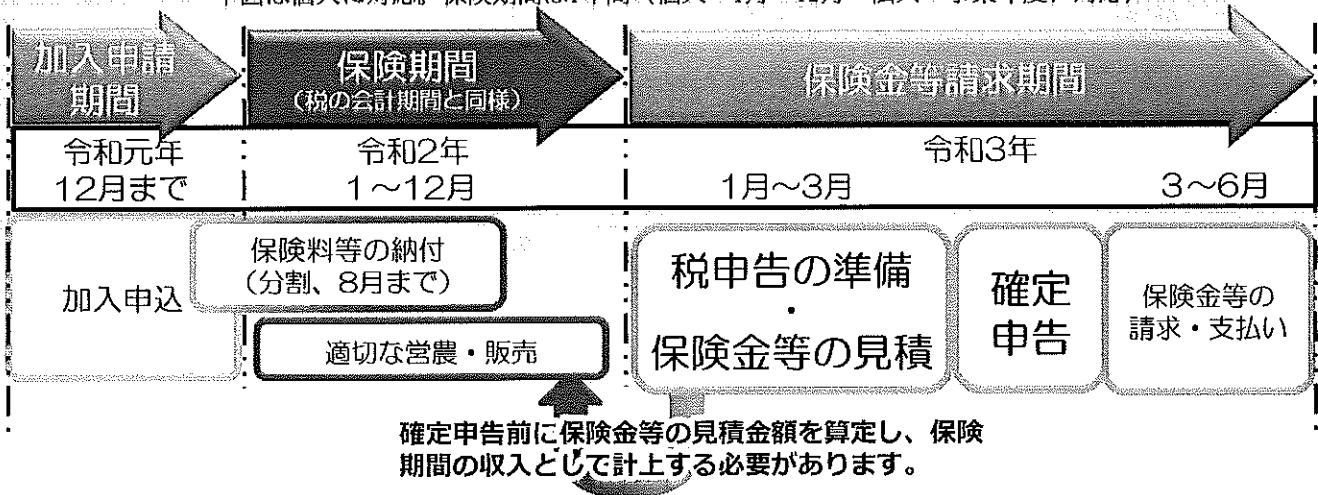


※法人の場合は、それぞれの事業年度に対応。

収入保険加入農家が顧客にいる場合には、つつがなく保険金等見積額を算出できるよう、お手数ですが、諸金額の算定を早めに進めていただき、円滑な税務申告へのご協力をお願い申し上げます。

収入保険の保険金等の支払いまでの流れ

下図は個人に対応。保険期間は1年間（個人：1月～12月 法人：事業年度に対応）



収入保険は、令和元年より始まった、農家の収入を守る公的保険制度です。

特徴①：幅広いリスクから農業経営を守ります。

オールリスク対応の保険です。自然災害での収量減少や市場価格の低下、盗難、けがや病気により作業ができないなど、様々な要因による収入減少が補てんの対象となります。

特徴②：全ての農産物が対象となります。

原則品目の限定はありません。自ら生産した農産物の販売収入全体が対象となります。

保険金等の見積額の算定方法

- ① 全国農業共済組合連合会のホームページより保険金等見積額算出ツールをダウンロード。
- ② ツールを開き、加入内容入力シート（加入者へ送付）をもとに保険金等の見積額を算定

※算定は、NOSAI職員がサポートいたします。

インターネット環境が使用可能なパソコンから全国農業共済組合連合会のホームページにアクセスします。

NOSAI 全国連

ウェブ検索

ホームページアドレス <http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



収入保険に係る税務・会計の取扱い

	項目	税務会計の取扱い
保険方式	保険料 付加保険料	保険期間の { 〔個人〕 必要経費 } { 〔法人〕 損金 } に、『農業共済掛金』として計上。 《消費税の取扱》 非課税
	保険金	保険金等の見積算定額を、 { 〔個人〕 収入金額欄の雑収入 } 保険期間の { 〔法人〕 特別利益 } に、 『収入保険補てん収入』として計上。 《消費税の取扱》 不課税
積立方式	積立金	〔個人・法人〕 預け金として取扱う。（課税関係は生じない） 会計上は、貸借対照表の資産の部に『経営保険積立金』として計上。
	農業者の 積立金	〔個人・法人〕 預け金として取扱う。（課税関係は生じない） 会計上は、貸借対照表の資産の部に『普通預金』等として計上。
	特約補 てん金 国庫補助 相当分	保険金と同じ扱い。 《消費税の取扱》 不課税

保険金等見積算定額と実際に支払われる保険金等との金額に差額が生じた場合、その差額が少額の場合は、修正申告や更正の請求の手続きではなく、翌期の確定申告時に差額を調整処理をすることが可能です。

- 【参考】① 見積算定額 < 入金額 の場合 … 翌期 雑収入等 に計上
② 見積算定額 > 入金額 の場合 … 翌期 経費欄 に計上（雑損失等）

※ その他詳細につきましては、農林水産省ホームページに掲載の『収入保険に対応した収入の仕訳方法等の解説』も参考にいただけます。



顧客の農業者の方などで収入保険に興味のある方がいらっしゃいましたら、最寄りの事務所まで御一報くださいますようお願い申し上げます！



安心のネットワーク
NOSAI 埼玉

本所 : 048-645-2141 Mail : honsyo@nosai-saitama.jp
 中部統括支所（川越） : 049-235-8711 東松山支所 : 0493-22-0655 上尾支所 : 048-779-6911
 北部統括支所（熊谷） : 048-533-8030 本庄支所 : 0495-21-0255 秩父支所 : 0494-22-0647
 東部統括支所（行田） : 048-559-1588 宮代支所 : 0480-32-1015 越谷支所 : 048-965-7251

令和2年分税務相談表(会員事務所用)

確申 様式1号

年 月 日	年 月 日
支 部	関東信越税理士会 熊谷支部
担当税理士	

申告書提出月日を記入してください

相談日	氏 名	住 所	電話によ る相談	申告書			報酬
				受理		未 受理	
				書面 による	代理送信 による		

該当する場合は○印
いずれか一つの該当項目に○印
有料分に○印

※確定申告書提出期限までに支部長に提出してください。

おねがい

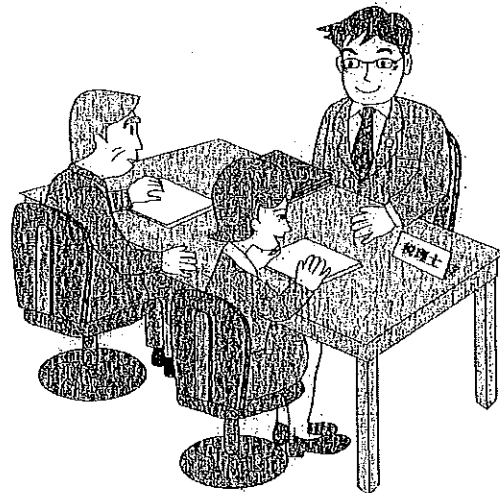
税理士でない者が、納税者の代理を行うこと、申告書等税務書類の作成をすること、税務相談を行うことは、税理士法によってできないことになっております。

税理士会では、こうした税理士制度の公共性にこたえ、「少額な所得の方、経済的理由によって、有料では税理士に委嘱することのできない方」を支援する事業を行っております。

本年分のあなたの所得ですと、税理士会で行っている無料税務相談の趣旨にそぐわなくなります。たいへん恐縮ですが、有料とさせていただきますのでご理解ください。

なお、わたしたちも税理士は次のような仕事をしております。

1. 記帳・決算書作成の相談及び代行
2. 土地・建物を売った税金、相続・贈与に関する税金の相談と申告書の作成
3. 所得税・法人税・消費税等のほか、各種税金の相談と税務書類の作成
4. 企業経営の相談
5. 融資申請手続



関 東 信 越 税 理 士 会

支 部 担 当 税 理 士

税理士事務所における無料税務相談日程表 令和3年2月

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
中央地区		清水茂昭	2月15日	曾根邦夫	2月15日
岡本祐一	2月12日	鈴木昇	12日	瀧山英太	5日
木島重雄	2日	高橋泰三	9日	染谷英美子	1日
曾根和也	3日	高橋勤二	9日	高橋幸一	12日
納見 宏	4日	武田 司	15日	竹村宗一	3日
西田政隆	5日	田代充雄	1日	富田秀昭	4日
橋本直樹	10日	富井晴夫	2日	橋本 博	2日
本塚雄一郎	9日	能見孟俊	3日	長谷部信行	9日
吉留良平	5日	増田亮吉	3日	長谷部好一	9日
渡辺 実	1日	松本一良	4日	福島泰彦	15日
渡辺 保	15日	村田克也	12日	堀野富士夫	10日
渡辺雅江	15日	山崎浩成	5日	武藤伸悟	1日
		陸名久好	10日		
		渡邊慶二	5日		
				南部地区	
				伊東修二	2月 1日
				内田拓志	2日
				大久保秀彦	3日
				大山 進	4日
				大山 亨	4日
東部地区				岡田 正	9日
天笠裕司	2月 1日			金井千尋	13日
飯島賢二	2日	西部地区		川田 茂	12日
石井喜浩	4日	足立憲夫	2月 1日	木村和吉	10日
伊藤寿子	3日	石澤利一	2日	栗林昭人	10日
市原忠男	5日	大谷廣安	3日	小島 広	1日
小野博行	9日	大谷宏一	3日	林 法政	2日
加藤一郎	3日	小野澤克則	4日	林 正浩	2日
桃沢邦夫	10日	柿沼和歌枝	5日	原 靖	3日
小島久幸	12日	小島周二	9日	蛭川俊也	4日
櫻澤 敦	9日	塩田哲也	4日	蛭川高鋭	4日
嶋田洋一	4日	清水一宏	10日	藤野佳子	5日
清水 武	15日	柴崎 健	12日	水野敦史	9日

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
森 いづみ	2月 4日	森田正男	2月 9日	寺山智久	2月12日
森川裕介	5日	山川宏之	1日	富岡宏之	4日
森戸 裕	15日	油井豊仁	15日	中澤仁之	1日
安原宣彦	10日	吉田嘉高	15日	中野敦夫	15日
吉澤春男	12日	吉田貴之	15日	中村文男	9日
吉田福一	4日			中村敏行	1日
龍前篤司	12日			西尾裕之	2日
				根岸文男	5日
北部地区				灰野耕二	3日
秋池正江	1日			萩原 篤	5日
姉崎正一	3日			萩原美明	10日
井田幸子	4日			濱野高志	12日
大島孝夫	5日			福島 昭	4日
金谷初雄	9日			福島繁夫	4日
神田福男	10日	深谷地区		本田 章	9日
木本英男	12日	相原信夫	2月 1日	前山信一	10日
小林拓人	9日	新井 進	2日	横村又彦	15日
櫻井富美子	15日	石坂哲也	3日		
鈴木雄一	2日	大久保匡志	4日		
須永栄子	1日	荻野正博	5日		
戸井田 浩	15日	荻原利彦	9日	大里地区	
戸井田利夫	2日	笠原行男	10日	新井政雄	2月 1日
中村武司	9日	金子良光	12日	新井弘貴	1日
萩原直幸	9日	神山隆夫	15日	磯部庄三	2日
橋本泰久	3日	木藤久丹江	12日	兼子重雄	3日
藤井一雄	5日	熊崎美杉	15日	相馬広明	4日
堀越雄司	12日	黒須克仁	2日	中澤一雄	5日
前嶋修身	9日	小暮隆史	1日	橋本則彦	10日
前島義邦	10日	小林幹夫	3日	小林喜一郎	2日
前島義徳	10日	高岡 洋	4日	小林賢一郎	2日
増田俊樹	9日	武田 哲	5日	南 絹代	12日
三澤欣一	5日	武田匡哉	5日	山本文子	5日
峯岸克俊	4日	土屋政信	9日	吉橋 徹	9日
森嶋秀人	2日	角田房司	10日	吉橋理沙	9日

紙の法人市民税申告書の 事前送付を取りやめます

熊谷市では、直近事業年度を電子申告（eLTAX）した法人の皆様に対し、令和3年4月に発送する申告書から紙の申告書の事前送付を廃止することといたしました。（納付書につきましては引き続き送付します。）

従前どおり申告書の送付を希望する場合は、申告月までにご連絡ください。引き続きお送りするよう手配させていただきます。

なお、電子申告が義務化された大法人の皆様の紙の申告書は、原則、不申告として取り扱うこととなりますのでご了承ください。

申告書等の様式は熊谷市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.kumagaya.lg.jp/>

熊谷市 法人市民税関係書類 | 検索

対象の申告書

確定申告書 令和3年3月以降に事業年度を終了する法人

予定申告書 令和3年3月以降に事業年度開始から6か月を終了する法人

【問合せ先】 熊谷市 総務部 市民税課 諸税係（法人担当）

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

電話：048 - 524 - 1111（内線 245）